

## 横浜市上郷・森の家条例施行規則の一部改正について

### 1 一部改正の趣旨

平成29年7月14日に施行された「横浜市上郷・森の家条例施行規則」は、横浜市上郷・森の家の指定管理者の公募及び指定に関して必要事項を定めています。

このたび、施設のリニューアルオープンに伴い、施設の開館時間や施設利用の許可に関する申請方法等の必要な規定を追加し定めるため、規則の一部改正について、市民の皆様への意見公募を行います。

### 2 一部改正のポイント

#### (1) (開館時間等)

第2条 横浜市上郷・森の家（以下「森の家」という。）は、市長が特に必要と認める場合を除き、開館するものとする。

2 森の家のうち、条例第3条各号に掲げる施設の利用時間は、市長の承認を得て、指定管理者が定める。

#### (2) (利用の許可の申請等)

第5条 条例第8条第1項の規定により条例第3条第1号又は第2号に掲げる施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書の提出その他指定管理者が定める方法により、次の各号に掲げる事項を申請しなければならない。

- (1) 申請者名
- (2) 連絡先
- (3) 利用施設の種別、利用日時及び利用人数
- (4) その他指定管理者が必要と認める事項

### <上郷・森の家の概要>

名称	横浜市上郷・森の家
所在地及び交通	横浜市栄区上郷町1499-1 (車利用) 横浜横須賀道路「朝比奈インター」で降り、大船・公田方面に向かい、環状4号線で信号「上郷・森の家前」を右折。 (バス利用) JR 大船駅(笠間口)から金沢八景行バス、京急金沢八景駅から大船行バス、上郷ネオポリス及び庄戸行バスで、「森の家前」下車。
施設面積	敷地面積：63,800 m <sup>2</sup> (国土調査による) 建物延床面積：6,891 m <sup>2</sup>
主な施設内容 (設備)	・客室 (和室を洋室に改修、定員165名) ・フォレストプラザ (旧バーデ・ゾーンを多目的ホールに改修) ・グランピング、テントサイト ・火の間、森のホール (144席)、大広間、大浴場、食堂 (2か所) ・ミーティングルーム2室 (定員60名/12名) ・その他施設 (工房、ミニドーム、バーベキュー場、駐車場 (約100台))

## <位置図>



## <今後のスケジュール（予定）>

令和元年	7月～8月	規則の一部改正についての意見公募
	8月	改修工事完了
	9月	リニューアルオープン予定

### 御意見の提出方法

意見投稿用紙に御住所、お名前等を明記の上、次のいずれかの方法でお寄せください。

① 電子メール：「[sh-morinoie@city.yokohama.jp](mailto:sh-morinoie@city.yokohama.jp)」

② F A X：045-664-5295

③ 郵送又は持参

〒231-0017 横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル4階  
横浜市市民局地域施設課 横浜市上郷・森の家担当あて

### ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市市民局地域施設課 横浜市上郷・森の家担当

電話：045-671-2327

※電話による御意見は、御遠慮くださいますようお願いいたします。